

所得税法

本試験問題

〔第二問〕【資料Ⅲ】 4

- (3) 賃貸料の値上げに関する係争が、本年6月に判決により解決した。家賃は、毎月末日に翌月分家賃として、80,000円が昨年1月末日より供託され、父及び甲は売上高に含めていた。甲は判決により、供託金との差額として150,000円を受け取るようになったが、売上高に含めていない。

〔第二問〕【資料Ⅲ】 4

- (4) 本年7月15日に新規に契約した部屋に係る敷金100,000円（退去時に20%を償却する条項がある）は、全額を預り敷金としている。

〔第二問〕【資料Ⅳ】 1、2

- 1 甲は、父の相続にかかる相続税額9,090,000円を期限内に納付した。
2 甲の相続税の課税価格等は、次のとおりである。

取得資産等	課税価格に算入された価額
父母の自宅（家屋）	5,000,000円
アパート（家屋）	1,500,000円
アパート（土地）	30,000,000円
C社株式 50株	4,000,000円
D社株式 100株	7,500,000円
現預金	3,300,000円
甲の相続税の課税価格	51,300,000円
甲の相続税額	9,090,000円

〔第二問〕【資料Ⅱ】 2

- (3) 建物登記諸費用等
建物登記諸費用等は240,000円である。

〔第二問〕【資料Ⅳ】 1、2

- 1 本年中に勤務先が甲に対して支給した給与等は、6,950,000円（社会保険料798,000円、源泉所得税等151,000円控除前の金額）である。
2 甲は、本年中に次のとおり支出し、いずれも勤務先から証明を受けている。
(1) 通勤費360,000円（月額3万円で、同額を所得税が課されない通勤手当として勤務する会社より補填されており、上記1に含まれている。）
(2) 転勤辞令による引越費用、転居のための交通費 600,000円
(3) テータサイエンスに関する講座の受講料 1,200,000円（当該講座は、経済産業大臣認定の第四次産業革命スキル習得講座に認定されており、教育訓練給付金として、560,000円が給付されることが確定しているが、まだ入金されていない。）
(4) 職務に必要な書籍の購入費用 350,000円

TAC予想問題

●直前対策補助問題 第8回【資料Ⅰ】 3

- (3) 借入人Cに対するもの 1,680,000円
これは、Cから本年中に支払いを受けたものである。
Cには、契約更新の際に、令和5年5月分の賃貸料から月額85,000円へ値上げする旨を通告したが、Cはこれを拒否し旧賃貸料（月額75,000円）を法務局へ供託していたため、Cと協議をしていたところ、本年10月に次の内容で和解した。
① 令和5年5月分の賃貸料から月額80,000円とし、引き続き賃貸する。
② Cは、法務局へ供託していた金額を含めて、令和5年5月から本年10月分までの賃貸料1,440,000円（月額80,000円）を、本年10月末日までに支払う。

●直前対策補助問題 第8回【資料Ⅰ】 5

- 5 保証金・敷金は、本年中に契約したのものについて受けたものであるが、Dから受けた保証金4,000,000円が含まれている。
Dからの保証金は、解約又は契約満了の場合に30%を償却し、残額については、修繕費と相殺後の金額を返還する契約である。
その他の保証金・敷金は、いずれも解約又は契約満了の際に、修繕費と相殺後の金額を返還する契約となっており、本年中に解約又は契約満了したものはない。

●実力完成答練 第2回【資料Ⅱ】 1

- 1 甲は、本年1月の父の死亡（享年88歳）により次の財産を相続（単純承認）している。
なお、この相続に関し相続税11,500,000円を、本年10月に納付している。

財産の種類	父の取得時期	取得価額	相続税評価額（相続時）	相続時の時価
O 土地	昭和30年8月	650,000円	5,000,000円	11,800,000円
P 土地	昭和57年5月	6,700,000円	1,500,000円	27,000,000円
絵画	令和2年1月	1,470,000円	30,000,000円	1,680,000円
その他財産	—	—	円	35,520,000円
合計	—	—	4,000,000円	76,000,000円
債務控除額	—	—	7,500,000円	—
課税価額	—	—	3,300,000円	—

なお、O土地及び絵画を、相続後直ちに譲渡している。
譲渡対価及び譲渡費用は、次のとおりである。

	譲渡対価	譲渡費用
① O土地	8,975,000円	1,180,000円
② 絵画	1,750,000円	51,000円

●直前対策補助問題 第6回【資料Ⅰ】 6

- (4) 不動産取得税等 450,000円
これは、本年8月に土地Eを取得した際に支払った不動産取得税及び登録免許税の合計額である。
なお、土地Eはアパート建設用地として取得したもので、甲は、本年9月に建設業者数社と計画図を含めて見積もり協議をし、本年11月からアパートの建設に着手（令和7年4月完成予定）している。

●直前予想答練 第3回【第二問】問2【資料Ⅰ】 2

- 乙は、R社に勤務する給与所得者であり、本年中に次の事実がある。
1. 本年中の給与所得の収入金額は10,200,000円である。
なお、上記金額には、非課税とされるものは含まれておらず、源泉徴収税額837,600円控除前の金額である。
2. R社の勤務に際し、次の支出がある。
なお、いずれの支出も、同社から証明書の交付を受けたものである。
(1) 通勤のための支出 168,000円
1ヵ月あたり14,000円で、全額R社から支給を受け、かつ、非課税となっている。
(2) 職務上の旅行のための支出 130,000円
職務を遂行するために直接必要な旅行についての支出であり、通常必要であると認められる部分の金額である。
(3) 研修のための支出 440,000円
(4) 接待交際費 590,000円
取引先の接待のためのものである。
(5) 書籍及び制服の購入費 78,000円